

第10章 環境影響評価準備書からの主な変更事項

環境影響評価書の作成にあたっては、京都府知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。

環境影響評価準備書からの主な変更事項についてまとめたものを表10-1に示す。

表10-1(1) 環境影響評価準備書からの主な変更事項 (1/3)

該当箇所				主な変更事項 (概要)
準備書章	準備書見出・図表	準備書頁	評価書頁	
1	1-3-2 (4) 1)	4	4	当組合におけるごみ処理状況について、リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理・プラスチック製容器包装資源化施設）の設置及び奥山リユースセンターの廃止等に伴い、記載内容を変更した。
	1-3-2 (4) 4) 表 1-3.3(1)	9	9	「廃棄物」の搬出について、当組合の法令等を遵守する姿勢を明確にするため、「焼却灰及びばいじん処理物の搬出に際しては、大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を遵守する。」旨を明記した。
	1-3-2 (5) 2) ①	13	13	「折居清掃工場更新施設整備運営事業」の総合評価一般競争入札における、建設請負業者の提案内容において、当初計画よりも高効率な排ガス処理設備を採用することから、当該提案内容に合わせ、記載内容を変更した。
	1-3-2 (5) 2) ②	15	15	参考例示していた排水処理フローが、建設請負業者の提案により具体化したことに伴い、記載内容を修正した。
	1-3-2 (5) 2) ⑥	16	17	「公害防止計画」に、「⑥廃棄物（焼却残渣）」を追記した。
2	2-2-1 (5) 1)	56	57	「ヒメアマツバメ」について、新たに収集した情報を追記した。
	2-2-2 (10) 2) 表 2-2.61	101	102	水質汚濁防止法に関する記載を事業内容に合わせ修正した。
	2-2-2 (10) 2) ④	127	128	「④その他」に「廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等」を「ア」として追記し、「化学物質の環境への排出量・移動量の届出」を「イ」とした。
5	5-1-1 (2) 2) ① オ (ア) d	241	243	施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響について、「予測の前提となるバックグラウンド濃度は、現有施設の稼働中に測定したものであり、更新施設稼働後は現有施設の稼働を停止するため、環境濃度については予測結果を下回るものとする。」旨を追記した。
	5-1-1 (2) 2) ① オ (イ) a (c)	244	246	

表 10-1(2) 環境影響評価準備書からの主な変更事項 (2/3)

該当箇所				主な変更事項 (概要)
準備書章	準備書見出・図表	準備書頁	評価書頁	
5	5-1-1 (3) 2) ②	278	280	「折居清掃工場更新施設整備運営事業」の総合評価一般競争入札における、建設請負業者の提案内容において、当初計画よりも高効率な排ガス処理設備を採用することから、当該提案内容に合わせ、記載内容を変更した。
		279	281	施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響について、「予測の前提となるバックグラウンド濃度は、現有施設の稼働中に測定したものであり、更新施設稼働後は現有施設の稼働を停止するため、環境濃度については予測結果を下回るものとする。」旨を追記した。
	5-1-1 (3) 3)	286 ～295	288 ～299	「3次元移流拡散モデル」の説明をより分かり易くするとともに、一部の風向（南南西）の地形影響の予測評価について、白川街道地域の複雑な地形による影響を把握するため、より詳細な条件で大気汚染物質濃度の予測を行い、その内容と結果を追記した。
	5-1-2 (3) 2) ② イ (ア)	349	353	自動車騒音の現地調査の結果、環境基準値（参考値）を上回る地点があったことから、関係機関と連携した環境保全措置として「ごみ収集車等の施設利用車両は、収集の効率化等による搬入台数の削減や搬入時間帯の分散等を行うよう、関係機関に要請する。」旨を追記した。
	5-1-3 (3) 2) ② イ (ア)	385	389	
	5-6-1 (1) ⑦ 表 5-6.4	472	476	「特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標」について、「建設リサイクル推進計画 2008」を、平成 26 年 9 月に策定された「建設リサイクル推進計画 2014」に更新した。
	5-6-1 (1) 2) ⑦	474	478	焼却灰及びばいじんの最終処分に関して、大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を遵守する旨を追記した。 また、定期点検や補修で使用する資材について、「廃棄処分する際には法令を遵守し、環境保全に配慮した適正な処理、処分を行う。」旨を追記した。
	5-6-1 (2) 2) ②ア	476 ～477	480 ～481	供用時の「焼却灰」及び「ばいじん（ばいじん処理物）」に関する環境保全措置を追記した。

表 10-1(3) 環境影響評価準備書からの主な変更事項 (3/3)

該当箇所				主な変更事項 (概要)
準備書章	準備書見出・図表	準備書頁	評価書頁	
6	6-2 (4) 6)	505	509	大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準変更に伴い、ばいじん処理物の溶出基準の項目、基準値に「1.4-ジオキサン」を追記した。
	6-3 (2) 2) 6-3 (2) 3)	510	514	「騒音」及び「振動」について、供用時の環境保全措置として、「ごみ収集車等の施設利用車両は、収集の効率化等による搬入台数の削減や搬入時間帯の分散等を行うよう、関係機関に要請する。」旨を追記した。
	6-3 (2) 8)	512	516	「廃棄物等」について、供用時の「焼却灰」及び「ばいじん (ばいじん処理物)」に関する環境保全措置を追記した。
7	7-4-2 表 7-4.2	524	529	定期検査の分析対象となる項目に、焼却灰及びばいじんのダイオキシン類を追記した。
8	表 8.3	529	534	第5章の施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響についての追記に伴い、第8章にも「予測の前提となるバックグラウンド濃度は、現有施設の稼働中に測定したものであり、更新施設稼働後は現有施設の稼働を停止するため、環境濃度においては予測結果を下回るものとする。」旨を追記した。
	表 8.5	531	536	
	表 8.12	538	543	第5章の「騒音」及び「振動」に係る供用時の環境保全措置として、「ごみ収集車等の施設利用車両は、収集の効率化等による搬入台数の削減や搬入時間帯の分散等を行うよう、関係機関に要請する。」旨を追記した。
	表 8.16	542	547	
	表 8.26	552	557	
参考資料		—	—	資料1として、「現地調査結果にみる風の水平分布について」を追加した。
		—	—	資料2として、「3次元移流拡散モデルによる地形影響について」を追加した。